

第3回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」事項書

平成23年11月7日

301委員会室

1 通年議会の課題等について

2 今後の進め方について

3 次回の日程について

【配付資料】

資料1 通年議会の課題等に関する検討資料

資料2 通年議会の想定パターン

資料3 通年議会のメリット・デメリット

通年議会の課題等に関する検討資料

第 1	定例会の招集回数及び会期	1
第 2	本会議の運営方法等	5
1	招集日等の日程調整	
2	議案、請願等審査の方法	
(1)	請願、陳情の提出期限	
(2)	請願、陳情の審議	
(3)	請願の処理経過及び結果の報告	
3	質疑と質問の分離	
4	議案に関する質疑の方法	
(1)	開会日等提出議案に関する質疑	
(2)	質疑を行う議員	
(3)	随時提出議案に関する質疑	
(4)	質疑に係る発言通告	
(5)	質疑の方法	
(6)	質疑・答弁の場所	
(7)	質疑時間	
5	県政に対する質問の方法	
6	出席を求める説明員の範囲	
(1)	説明員の出席	
(2)	随時提出議案審議における説明員の出席	
(3)	副部長等の出席	
7	議会への提出資料について	
8	休会日における執行部の対応について	
9	会議録の調製について	
第 3	委員会の運営方法等	25
1	計画的な運営	
2	所管事項概要説明	
(1)	調査の日程	
(2)	年間活動計画の協議	
3	常任委員会開催日数の増加	
4	常任委員会等の審査・調査の方法	
(1)	委員会の運営	
(2)	議案審査、所管事項調査の方法	

(3) 議案の審査	
(4) 請願、陳情の審査	
(5) 所管事項の調査	
(6) 公聴会の開催	
5 出席を求める説明員の範囲	
6 委員会の県内・県外調査	
第4 本会議、委員会等の開催経費等	42
第5 議会と知事との協議	44
第6 事務局態勢の充実等	45
第7 会期等の見直しに関する県民への広報等	46
第8 議会改革諮問会議最終答申の提言事項	47
1 議会・会派・議員の活動の在り方	
2 政策広聴、市町議会との交流・連携	
3 通任期制につながる議会活動	

第1 定例会の招集回数及び会期

【H19 検討結果報告】

平成 20 年から、定例会の招集回数を年 4 回から年 2 回に改め、定例会の会期を概ね次のとおりとする。なお、次期改選後における定例会の招集回数及び会期については、検証を踏まえながら、通年開催を含めて検討する。

第 1 回定例会 2 月中旬から 6 月下旬まで (会期日数 130 日程度)

第 2 回定例会 9 月上旬から 12 月中旬まで (会期日数 110 日程度)

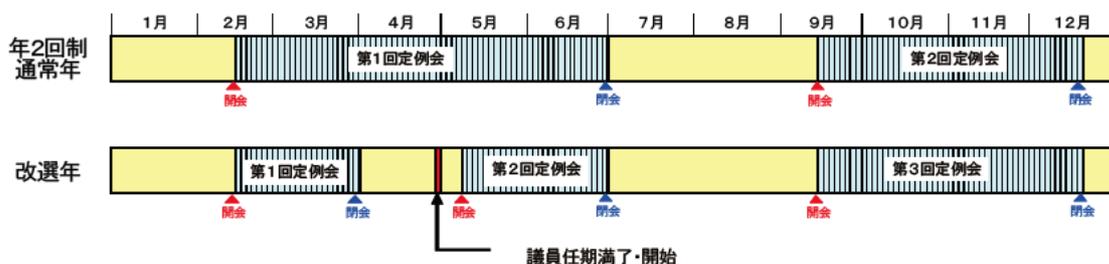
(年間総会期日数 240 日程度)

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 第 1 回定例会と第 2 回定例会の間の閉会期間が長いため、平成 20 年、平成 21 年とも 8 月に臨時会が招集され、審議を行った。
- ② 第 1 回定例会中の 4 月は、議会の諸会議の開催が少なく、事務局職員の人事異動直後で事務体制も整っていない。
- ③ 現行の定例会年 2 回制では、議員の任期が満了する平成 23 年には、前年の第 2 回定例会の会期を 4 月まで延ばして設定するか、改選後、第 2 回定例会の会期を 5 月から 12 月まで設定する必要がある。
- ④ 国の第 29 次地方制度調査会において、地方議会の権限強化のひとつとして会期制の見直しが答申されていること、また、地方行財政検討会議において地方自治法の抜本改正が検討されていること等から、これらの動きを注視していく必要がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ③ 次期改選期以降も定例会年 2 回制を継続し、第 1 回の招集を 2 月中旬、会期を 6 月下旬までとし、第 2 回の招集を 9 月中旬、会期を 12 月中旬までとする。ただし、議員任期満了の年（平成 23 年）においては、定例会の招集回数を年 3 回（定例会招集回数条例の附則を改正）とし、第 1 回の招集を 2 月中旬、会期を 3 月中下旬まで、第 2 回の招集を議員改選後の 5 月上旬、会期を 6 月下旬まで、第 3 回定例会の招集を 9 月中旬、会期を 12 月中旬までとする。



- ④ 議員改選（平成 23 年 4 月）後に地方自治法の抜本改正があった場合は、改正法

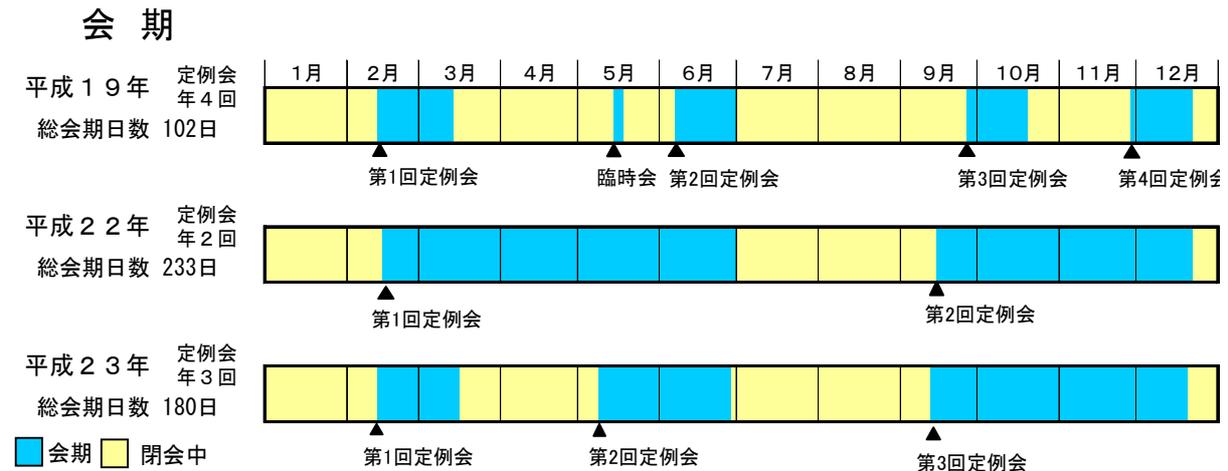
に合わせて、定例会の招集回数、会期を含めた議事運営方法全般について、抜本的な見直しを行う。

【現行運用状況】

平成20年から平成23年までの定例会、臨時会の開催状況は次のとおりである。

【平成20年】 第1回定例会 2月19日～6月30日(133日間) 第1回臨時会 8月12日 (1日間) 第2回定例会 9月16日～12月19日(95日間) 年間総会期日数(229日間)	【平成21年】 第1回定例会 2月16日～6月30日(135日間) 第1回臨時会 8月3日 (1日間) 第2回定例会 9月16日～12月18日(94日間) 年間総会期日数(230日間)
【平成22年】 第1回定例会 2月16日～6月30日(135日間) 第2回定例会 9月15日～12月21日(98日間) 年間総会期日数(233日間)	【平成23年】 第1回定例会 2月14日～3月16日(31日間) 第2回定例会 5月9日～6月28日(51日間) 第3回定例会 9月14日～12月20日(98日間) 年間総会期日数(180日間)

定例会・臨時会の会期設定状況（平成19年・22年・23年）



定例会・臨時会の会期日数（平成19年～23年）

	平成19年							計
	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会	会期中小計	閉会中	
日数	29	4	23	23	23	102	263	365

	平成20年					計	平成21年					計
	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	会期中小計	閉会中		第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	会期中小計	閉会中	
日数	133	1	95	229	137	366	135	1	94	230	135	365

	平成22年					計	平成23年					計
	第1回定例会	第2回定例会	会期中小計	閉会中	計		第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	会期中小計	閉会中	
日数	135	98	233	132	365	31	51	98	180	185	365	

定例会・臨時会の会期日数の内訳（平成19年～22年）

	平成19年						平成20年				平成21年				平成22年		
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第2回 定例会	計
会期日数の内訳	29	4	23	23	23	102	133	1	95	229	135	1	94	230	135	98	233
本会議																	
開会、採決、議案上程、閉会	3	2	2	2	2	11	7	1	6	14	11	1	4	16	8	6	14
議案質疑							1			1	1			1	1		1
代表質問	1		1			2	1		1	2	1		1	2	1	1	2
一般質問	3		2	3	3	11	6		6	12	7		5	12	7	5	12
休会日																	
委員会開催	7		6	8	10	31	28		27	55	25		25	50	23	24	47
その他議決休会	7	2	6	3	2	20	48		25	73	47		27	74	52	29	81
休日休会	8		6	7	6	27	42		30	72	43		32	75	43	33	76

【H23 議会改革諮問会議 最終答申】

4 会期のさらなる見直し

(2) 通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討

定例会が年4回制から年2回制に変更になったことにより、会期日数がこれまでの約100日間から230日程度と大幅に増加し、議会活動が大変忙しくなったとする意見が議員ヒアリングで出されていました。そこで、会期見直しの前後における各会議（本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、検討会等、議会改革推進会議、ワーキンググループ）ごとに日数の現状と増減要因を分析しました。その結果、会期日数には休会日も含まれていることから、一概に会議日数が増加したわけではなく、むしろ、会期制の変更と合わせて常任委員会の開催方法を変更したことや、平成20年度以降にテーマごとの検討会等を設置したことなどに伴い、全体の会議日数が増加したものと整理されました。必ずしも、会期制の変更が会議日数の増加に直接結びついたとは言えないと考えられます。

そこで、今後は、会期の有無に関係なく、年間を通じて議会活動をどうしていくかという視点から、通年議会を前提にした議会スケジュールの検討を提案します。この場合、会派や議員の活動を実質的に制約している委員会や各種会議、そして県内・県外調査などの在り方も含めて検討していくことが重要となります。

なお、会期制については、国の地方行財政検討会議第一分科会においても議論が進められていますが、通年制にする場合、次のような課題がありますので、今後、この制度を採用する場合は、執行機関とも十分に協議しておく必要があります。

<通年議会を採用する場合の検討課題>

① 会議のあり方について

通年制を採用した場合、約1年の長期間にわたって議長がいつでも会議を開くことができることとなり、議長の裁量が大きく拡大することから、開議・閉議に係る一定のルール（例えば、定期的に会議を開催する日、会議の時間帯）を条例等で定める必要があると考えます。

② 専決処分について

通年制を採用した場合、現行の長（知事）の専決処分の要件のうち、もっとも適用

事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件は適用されなくなります。一方、長が議長に開議の請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開かない場合、あるいは何らかの事情により開くことができない場合には、専決処分をすることができる手続きについても、条例等により定めておく必要があります。

③一事不再議について

同一会期中に一度議決された同一の事項について再び意思決定をしない「一事不再議」の原則は、法令上規定されたものではありませんが、三重県議会会議規則第 16 条では、この原則を規定しています。

議会で扱う議事は、常に変化する社会情勢に応じてなされるべきものであることを考えると、一事不再議により、長く将来の議事を拘束するのは好ましくないと考えます。

従って、通年制を採用した場合でも一事不再議の原則が基本的には適用されるものの、議決後に事情の変更があり、急を要する場合などにおいては、この原則を適用除外できるように、会議規則を見直しておく必要があります。

【通年議会の課題等】

- ① 会期設定をどうするか。先行自治体議会パターンか、自治法改正案パターンか。
→ 資料 2 を参照
- ② 会期の始期及び終期をいつにするか。
→ 先行事例では、1月～12月、4月～3月、3月～2月、5月～4月のパターンがある。
- ③ 通年議会を採用する場合の検討課題をどう解決するか。
 - ・開議・閉議に係るルールの設定
→ 知事からの開議請求の取扱い
 - ・専決処分の取扱方法
→ 定例会年 2 回制の導入後、平成 20 年～22 年は 0 件、平成 23 年は 4 件。
 - ・一事不再議の原則を適用しない場合
→ 事情変更をどのような場合に認めるか。会議規則変更の要否。
【参考】会議規則第 16 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。
- ④ 現行制度と通年議会の比較検討。メリット・デメリットは何か。
→ 資料 3 を参照

第2 本会議の運営方法等

1 招集日等の日程調整

【H19 検討結果報告】

定例会の招集日については、現行法上、招集権が知事にあるため、事前に十分協議、調整を行う。

また、招集後において、議案の提案説明、質疑・質問に対する答弁等、執行部の説明を求める本会議の開催日については、議会、執行部双方の行事予定を考慮して日程調整を行う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 年間議事予定を示すことから、議会、執行部ともに他の予定を入れやすくなる反面、議事予定が固定化するため、変更等の融通がききにくい。
- ② テレビ実況中継を行う質問日等については、直前の日程変更が困難である。
- ③ 会期が長くなり、諸会議の開催日数が多くなったため、議員の政務調査や地域での活動等の日程確保が難しくなっている。

【H22 検証検討結果報告】

- ①② 議事日程の変更を必要とする事由が生じる場合には、直ちに関係機関と協議、調整を行い、変更する場合には速やかに全議員、執行部等に連絡するとともに、議会ホームページ等で県民に広報する。
- ③ 議員が会期中の数日間議会に出席できない場合にはあらかじめ議長の許可を得るという「請暇」の制度を設ける。

【現行運用状況】

招集日、会期、本会議、委員会開催日等の日程については、事前に執行部と調整を行い、6月及び12月の議会運営委員会で、向こう1年間の「年間議事予定(案)」を協議、決定し、公表している。

なお、請暇制度については、次の理由により導入に至っていない。

- ・現行の会議規則では、「公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないとき」には、欠席届の提出を要するものとしているが、政務調査等で長期に欠席する場合を含め、欠席届の提出で対応可能であるため、新たに請暇制度を設ける意義が乏しい。
- ・国会に請暇制度があるが、請暇書の提出を要するのは海外渡航の場合であり、それ以外の場合は欠席届で対応している。

【通年議会の課題等】

- ① 開会時点で、向こう1年間の年間議事予定を確定させる必要がある。【確認事項】

2 議案、請願等審査の方法

【H19 検討結果報告】

議案、請願等の取扱い、審査方法等について見直しを行い、急施を要する議案、請願等や議論の少ない議案等については先議を行うなど、より柔軟な運営を行う。このうち、請願・陳情の調査については、次のように取り扱う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 先議議案の審議については、時間的に余裕のない日程となる場合がある。
- ② 随時提出議案について、議会運営委員会の申合せによる方法で審議を行うとすれば、提出日から採決日まで最短で3日間が必要となる。
- ③ 随時提出議案の審議については、年間議事予定による本会議等の日程に合わせて対応することが難しいケースが生じており、特に、予定にない本会議を急遽開催して1日間で審議を行う場合には、複雑な議事運営になっている。
- ④ 意見書案等の提出要件について、会議規則上、機関意思決定議案による場合と動議による場合の提出要件が矛盾している。

【H22 検証検討結果報告】

- ①② 随時提出議案の審議方法について、申合せによる標準的な審議方法(最短3日間)を定め、日程上可能な限り申合せに従った方法により審議する。
- ③ 急施を要する議案を審議する場合や申合せによる審議方法が日程上不可能な場合において、1日間で審議するときは、可能な限り議案書を提出日の3日前までに議員に配付するとともに、議案等の概要についての事前説明を受ける機会を設けるなど、審議を的確に行えるよう措置する。
- ④ 会議規則を改正して、機関意思決定議案の提出要件(提出者、賛成者を含め5人以上)を動議の提出要件(提出者、賛成者を含め2人以上)に一致させる。

【現行運用状況】

急施を要する議案のうち、開会日等提出議案については先議を行い、それ以外の、休会日等に提出された随時提出議案については本会議を急遽開催して審議を行うなど、柔軟な取扱いを行っている。

なお、機関意思決定議案等の提出要件に関し、三重県議会会議規則を次のとおり改正した(平成22年6月7日改正)。

- ① 議案の提出に関する規定の整備(第11条第1項)
その他の議案(意見書案、決議案等の機関意思決定議案)の提出要件について、4人以上の賛成者を必要としていたのを、動議による議案の提出要件との整合を図り、1人以上の賛成者があれば可能とした。
- ② 修正の動議に関する規定の整備(第13条)

その他の議案の提出要件を1人以上の賛成者に改めることに伴い、その他の修正の動議の発議に要する賛成者数を1人以上に改めた。

【H23 議会改革諮問会議 最終答申】

5 議員間討議の充実

(1) 会期等の見直しによる討議時間の確保

今年度に諮問会議が改めて行った会期等の見直しにかかる検証の結果、常任委員会の開催日数を1委員会当たり1日間から2日間に伸ばして部局別に審議するよう変更し、定例会を年4回から2回に改め、年間の総会期日数を大幅に増加したことにより、議員間討議の時間が持てるようになりました。また、参考人の招致や公聴会の開催などによって、議案、請願、調査事項等の内容に応じた的確な審査、調査が可能になったと評価されます。

特に、公聴会は、平成20年に52年ぶりに開催され、21年にも1回開催されたほか、参考人も平成20年には41人、平成21年には35人と多く招かれています。

従って、会期の見直しによる会期日数の増加と、それに合わせて行われた委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって効果的であったと考えられますが、今後は、先に述べた会期等のさらなる見直しと合わせて、さらに改善していくことが求められます。

(2) 本会議での議論方法の改善

本会議は、議会における議論の最も重要な場であり、テレビで中継がされるなど議会の情報発信力の良い機会にもなっています。しかしながら、本会議では執行機関に対する質問が会派や議員個人で個々にされており、21年度に実施した県職員アンケートでは、議会全体の議論となっておらず、政策議論にはつながりにくいといった意見が出されています。

議会での質問内容は、個々の議員の裁量によるものではありませんが、全国の自治体議会の中には、本会議の一般質問で、会派を超えて質問を練り上げ論点を明確にしている例もあります。

今後は、議会全体で、首長からの提案に対する調査や論点の組み立てを行っていく手法も検討していく必要があります。

【通年議会の課題等】

- ① 本会議における議員間討議を充実させるため、議案審査結果の委員長報告に対する質疑を活発化する。そのためには、委員長報告の事前配付、議案審議日程の延長等も必要になるのではないか。
- ② 本会議における議員間討議のための新たな制度も必要ではないか。

(1) 請願、陳情の提出期限

【H19 検討結果報告】

請願、陳情の提出期限については、提出機会を確保するため、年2回の開会日だけでなく、現行と同じく年4回を維持する。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 受付締切後に受理した請願は、次の受付締切日以降まで所管の委員会に付託されず、審査が行われない。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 災害等の緊急事態に係る請願が提出され、議長及び議会運営委員会が特に必要と認めた場合に限り、受付締切日にかかわらず、所管の委員会に付託することができるように取り扱う。

【現行運用状況】

請願及び陳情の受付締切日は、毎定例会開会日、6月及び11月の議案上程日の年4回としている。

【H23 議会改革諮問会議 最終答申】

4 会期のさらなる見直し

(2) ③一事不再議について【再掲】

同一会期中に一度議決された同一の事項について再び意思決定をしない「一事不再議」の原則は、法令上規定されたものではありませんが、三重県議会会議規則第16条では、この原則を規定しています。

議会で扱う議事は、常に変化する社会情勢に応じてなされるべきものであることを考えると、一事不再議により、長く将来の議事を拘束するのは好ましくないと考えます。

従って、通年制を採用した場合でも一事不再議の原則が基本的には適用されるものの、議決後に事情の変更があり、急を要する場合などにおいては、この原則を適用除外できるよう、会議規則を見直しておく必要があります。

【通年議会の課題等】

- ① 請願、陳情の提出期限については、提出機会を確保するため、年1回の開会日だけでなく、現行と同じく年4回を維持する。【確認事項】
- ② 一事不再議の原則が適用される期間が長くなるが、請願、陳情は住民の要望であり、議会はこれを審議、決定等する義務があることから、一事不再議の原則は適用されない。【確認事項】

(2) 請願、陳情の審議

【H19 検討結果報告】

請願の速やかな審議を行うため、各定例会の開会日を提出期限とする請願については、各定例会の前半に開催される所管委員会審査後の直後の本会議において先議（優先性をもつ議案について他の議案に先立って行う審議・議決）を行い、開会日以外を提出期限とする請願については、各定例会後半に開催される所管委員会審査後の本会議（閉会日）において議決を行う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 付託委員会で審査が終わらずに継続審査又は審査中となった請願については、通例、次の定例の常任委員会まで審査が行われない。
- ② 陳情については、所管委員会等で議論されないことが多い。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 委員会付託された請願の取扱いについては、審査が遅延しないよう、会期中又は閉会中においても早期の審査に努める。
- ② 陳情の取扱いについては、陳情受付状況一覧表をもとに、必要に応じて所管委員会において協議、調査を行う。陳情の事項、内容等が請願の処理の基準に適合するものと判断される場合には、請願書の例により処理するよう議長に要請等を行う。

【現行運用状況】

受理した請願については、請願文書表を作成し、議場配付して所管の委員会に付託しており、付託委員会での審査結果は、審査結果報告書として議場配付し、本会議での委員長報告は行わない。なお、閉会中の審査を行った例はない。

また、受理した陳情については、陳情受付状況一覧表を作成し、議場配付している。

【通年議会の課題等】

- ① 年に4回提出される請願、陳情にあわせて、それを審査する常任委員会を開催する必要がある。【確認事項】

(3) 請願の処理経過及び結果の報告

【H19 検討結果報告】

請願者に対する議決から採択処理経過報告までの期間を現行どおり維持するため、開会日を提出期限とするものについては当該定例会に、開会日以外を提出期限とするものについては次の定例会に、第1回目の処理経過報告を求め、第2回目以降の報告は、現行どおり、それぞれその後1年経過ごとに通算4回を限度として求める。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 請願の処理経過及び結果の報告については、委員会等で議論されることが少ない。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 請願の処理経過及び結果の報告があったもののうち、その処理が適切に行われていないものについては、所管委員会での質疑等を通じて調査を行い、採択した請願の趣旨が実現するよう努める。

【現行運用状況】

採択された請願のうち、処理経過及び結果の報告を知事等に求めたものについては、知事から提出された報告を請願者に通知している。

【通年議会の課題等】

- ① 処理経過及び結果の報告については、現行どおり、1年経過ごとに通算4回を限度として求める。【確認事項】
- ② 処理経過及び結果の報告があった場合、調査を省略せずに、原則として付託議案を審査する常任委員会において調査を行うべきではないか。

3 質疑と質問の分離

【H19 検討結果報告】

質疑質問日に合わせて議案の提出時期を考慮しなくとも随時に議案を提出できるよう、従来、毎定例会で行っている「議案に関する質疑並びに県政に対する質問」を「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」に分離する。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 議案に関する質疑の内容が、議案についての疑義を質すものではなく、一般質問に近いものとなっている場合がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 議案に関する質疑は一般質問の前に行い、議案についての疑問点を質すものであることを明確にし、その内容が一般質問に近いものとならないよう質疑議員に徹底する。
- ② 「代表質問」、「一般質問」、「議案質疑」、「議案聴取会質疑」、「予算決算常任委員会総括質疑」、「委員会質疑」については、それぞれの区分けを明確にし、整理する。

【現行運用状況】

一般質問と分離して、上程議案に関する質疑の機会を設けている。

本会議での発言議員数の内訳（平成19年～22年）

	平成19年						平成20年				平成21年				平成22年			
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第2回 定例会	計	
発言議員数	14	1	18	25	21	79	66		63	129	59		49	108	61	58	119	
内 訳	議案質疑						12		11	23	13		7	20	12	14	26	
	代表質問	2		2		4	2		3	5	3		2	5	2	2	4	
	一般質問	10		10	13	13	26		26	52	30		22	52	29	22	51	
	関連質問	2		3	6	2	13	10		7	17	7		10	17	15	8	23
	討論		1	3	6	6	16	16		16	32	6		8	14	3	12	15

【通年議会の課題等】

特になし

4 議案に関する質疑の方法

【H19 検討結果報告】

「議案に関する質疑」は、議案の上程、提出者の説明、議案聴取会での説明の後、次のように行う。

(1) 開会日等提出議案に関する質疑

【H19 検討結果報告】

定例会開会日等（年2回の定例会開会日並びに6月及び12月に行う「県政に対する質問」初日の直前に開催される本会議の日をいう。以下同じ。）に合わせて提出される議案（以下「開会日等提出議案」という。）については、一般質問（関連質問を含む）終了後、引き続き実施し、その後に委員会付託を行う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 開会日等提出議案に関する質疑は、すべての一般質問が終了してから行うため、特に、発言通告の提出期限が同時期となる質問最終日の一般質問と議案質疑については、一般質問で議案に関係する質問があった場合、質疑の内容と重複してしまう場合がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 議案に関する質疑は、一般質問前に行う。具体的な実施時期については、代表質問のある2月及び9月は代表質問後に引き続き行い、代表質問がない6月と11月は一般質問日の前に別途議案質疑日を設定して行う。ただし、平成22年においては、既に年間議事予定で日程が示されているため、特例として、初日の一般質問（関連質問含む）終了後に引き続き行う。

【現行運用状況】

議案に関する質疑は、代表質問のある月は代表質問後に引き続き行い、代表質問がない月は一般質問日の前に別途議案質疑日を設定して行っている。

質疑議員 平成20年 23人 平成21年 20人 平成22年 26人

【通年議会の課題等】

特になし

(2) 質疑を行う議員

【H19 検討結果報告】

開会日等提出議案に関する質疑は、一般質問を行わない議員のみに認める。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 質疑を行うことができる議員の制限がなくなったことにより、質疑を希望する議員が多い場合には、会議時間の延長等が必要となることも考えられる。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 余裕のある日程とするため、議案に関する質疑を代表質問終了後に引き続き又は議案質疑日を新たに設けて行う。

【現行運用状況】

平成 21 年 11 月から、すべての議員に議案に関する質疑を認めている（平 21 年 11 月 16 日 議会運営委員会申合せ）。

議案に関する質疑は、代表質問のある月は代表質問後に引き続き行い、代表質問がない月は一般質問日の前に別途議案質疑日を設定して行っている。

【通年議会の課題等】

特になし

(3) 随時提出議案に関する質疑

【H19 検討結果報告】

一般質問終了後に追加して提出される議案や休会中に提出される議案など、定例会開会日等以外の時期に提出される議案（以下「随時提出議案」という。）については、提案説明後又は議案聴取会終了後に引き続き実施し、その後に委員会付託を行う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 随時提出議案に関する質疑については、議案の上程から発言通告までに十分な時間がとれない場合がある。
- ② 随時提出議案に関する質疑については、日程上の都合により、本会議では行わずに、予算決算常任委員会等の付託委員会で行うことがある。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 随時提出議案について、緊急を要する場合を除き、原則として提出日3日前までに議員に議案書を配付する。
- ② 上程日当日に採決が必要な議案についても、委員会付託前に本会議での質疑を行うことを原則とする。

【現行運用状況】

随時提出議案について、緊急を要する場合を除き、原則として提出日3日前までに議員に議案書を配付し、議案に関する質疑を議案聴取会終了後に実施している。

議案上程日当日に審議を終える必要がある議案については、議案聴取会終了後、引き続き議案に関する質疑を行っている。

【通年議会の課題等】

特になし

(4) 質疑に係る発言通告

【H19 検討結果報告】

事前に議会運営委員会で質疑者の調整等を諮ることができるよう、質疑に係る発言通告書は、質疑日の前々日までに提出する。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 随時提出議案のうち、上程日当日に審議を終える必要があるものについては、議案聴取会終了後、直ちに発言通告を提出しなければならず、質疑までの準備時間も短い。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 随時提出議案について、緊急を要する場合を除き、原則として提出日3日前までに議案書を議員に配付する。また、議案聴取会終了後、ある程度時間を空けてから本会議を再開し、議案に関する質疑を行う。

【現行運用状況】

随時提出議案について、緊急を要する場合を除き、原則として提出日3日前までに議案書を議員に配付している。また、議案聴取会終了後、ある程度時間を空けてから本会議を再開し、議案に関する質疑を行っている。

【通年議会の課題等】

特になし

(5) 質疑の方法

【H19 検討結果報告】

質疑方法は、発言通告時に一括、分割又は一問一答のいずれかの方式を選択する。

【H22 検証検討結果報告】

該当なし

【現行運用状況】

質疑時間は、答弁を含め 15 分程度とされており、発言時間が短いため、質疑議員の多くが一括質問方式を選択している。

【通年議会の課題等】

特になし

(6) 質疑・答弁の場所

【H19 検討結果報告】

質疑は、議員発言用演壇で、答弁は、演壇でそれぞれ行う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 議提議案に関する質疑等について、質疑及び答弁場所が申合せで定められていない。
- ② 質疑は、議場内スクリーンに映写しないこととされているため、傍聴席や議員席から質疑議員の顔が見えない。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 議提議案に関する質疑、委員長報告に対する質疑については、質疑議員は議員発言用演壇から、答弁議員は議長席前演壇からそれぞれ行う。
- ② 代表質問、一般質問時に限らず、本会議の全てについて、インターネット中継画像と同一画像を議場内スクリーンに映写する。

【現行運用状況】

議提議案に関する質疑、委員長報告に対する質疑については、質疑議員は議員発言用演壇から、答弁議員は議長席前演壇からそれぞれ行うこととしている。

代表質問、一般質問時に限らず、本会議の全てについて、インターネット中継画像と同一画像を議場内スクリーンに映写することとしている。

【通年議会の課題等】

特になし

(7) 質疑時間

【H19 検討結果報告】

質疑時間については、別途検討を行う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 質疑時間については、議員 1 人当たりの質疑答弁時間を決めており、質疑する議案数は考慮されていない。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 多くの議員の質疑機会を確保するため、質疑議案数にかかわらず質疑時間を 1 人当たり答弁を含め 15 分程度とすることを申し合わせる。

【現行運用状況】

質疑時間は、答弁を含め 15 分程度とすることとした（平 22 年 5 月 28 日 議会運営委員会申合せ）。

【通年議会の課題等】

- ① 現行の制度では、質疑を行う議案数は 1 本のことが多く、複数の議案について質疑を行おうとする場合は、15 分程度では時間が足りないのではないか。

5 県政に対する質問の方法

【H19 検討結果報告】

「県政に対する質問」の時期、回数、質問時間等の実施方法は、概ね従来どおりとする。なお、テレビ実況中継の枠取りが必要となることから、従前どおり事前に年間議事予定案を作成する。

「代表質問」 年2回（2月、9月、議員改選時は直後も実施）

5人以上の会派の代表者

質問時間（答弁、再質問含む）1人70分程度

「一般質問」 年4回（2月、6月、9月、12月）

1日当たりの質問者は概ね4人

正副議長を除く各議員が年間1回質問できることを基準に各会派に配分

質問時間（答弁、再質問含む）1人60分程度

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 一般質問は年1回のため、発言したいときに質問することができない場合がある。
- ② 質問時間に答弁を含むため、答弁が長いと持ち時間が少なくなり、発言通告した項目のすべてを質問できなくなる場合がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ② 答弁について、質問内容の繰り返しや不必要な説明等を行わず、簡潔、的確に答弁を行うよう執行部に申し入れる。

【現行運用状況】

代表質問議員	平成20年 5人	平成21年 5人	平成22年 4人
一般質問議員	平成20年 52人	平成21年 52人	平成22年 51人

【H23 議会改革諮問会議 最終答申】

5 議員間討議の充実

（2）本会議での議論方法の改善【再掲】

本会議は、議会における議論の最も重要な場であり、テレビで中継がされるなど議会の情報発信力の良い機会にもなっています。しかしながら、本会議では執行機関に対する質問が会派や議員個人で個々にされており、21年度に実施した県職員アンケートでは、議会全体の議論となっておらず、政策議論にはつながりにくいといった意見が出されています。

議会での質問内容は、個々の議員の裁量によるものではありませんが、全国の自治体議会の中には、本会議の一般質問で、会派を超えて質問を練り上げ論点を明確にして

いる例もあります。

今後は、議会全体で、首長からの提案に対する調査や論点の組み立てを行っていく手法も検討していく必要があります。

【通年議会の課題等】

- ① 議員個人ではなく、議会全体として論点を明確にしながら、執行部に対する質問を行う方法を検討する必要があるか。例えば、質問項目が重複しないよう、議会運営委員会等で一般質問に関する会派間の情報交換を行い、論点を絞り込んでいく等。
- ② 文書質問制度等、新たな質問形式を創設する必要があるか。例えば、一般質問終了後の一定期間中に文書質問を受け付け、次の定例会の開会日又は議案上程日の1週間前までに執行部から回答を得る等。

6 出席を求める説明員の範囲

【H19 検討結果報告】

本会議において出席を求める執行部説明員の範囲については、議会の審議に必要な説明のために出席を求めているということを明確にし、審議内容に応じて説明員の出席を求めない、あるいは縮小するなど、次のような見直しを行う。

(1) 説明員の出席

【H19 検討結果報告】

議会の構成等に関する審議を行う本会議には、説明員の出席を求めない。また、議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せて行う本会議には、議案等の審議時のみに説明員の出席を求め、当該議事が終了すれば暫時休憩し、説明員の退席後、再開して議会の構成に関する審議を行う。

【H22 検証検討結果報告】

該当なし

【現行運用状況】

議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せ行う本会議には、議会の構成等に関する審議時には、説明員の出席を求めず、当該議事が終了後暫時休憩し、説明員の出席を求めて議案等の審議を行う。

開会日、議案上程日等の提案説明時には、説明員を知事、副知事及び総務部関係職員のみ限定している。

【通年議会の課題等】

特になし

(2) 随時提出議案審議における説明員の出席

【H19 検討結果報告】

随時提出議案の審議を行う本会議には、質疑に係る発言通告により指定された場合を除き、説明員を知事、副知事、出納長及び総務部関係職員のみに限るものとする。

【H22 検証検討結果報告】

該当なし

【現行運用状況】

随時提出議案上程後の提案説明の際には、説明員を知事、副知事及び総務部関係職員のみ限定している。

随時提出議案の採決前には、付託委員会における審査の経過と結果について委員長報告を行うため、議案に関係する部局長の出席を求めている。

随時提出議案の上程日当日に審議を行う場合には、提案説明時、採決時ともに、知事、副知事、関係部局長及び総務部関係職員の出席を求めている。

【通年議会の課題等】

特になし

(3) 副部長等の出席

【H19 検討結果報告】

各部局副部長及び総括室長については、説明員として出席を求めないこととするが、答弁を行う部局長等を補佐する必要があると認められる場合に限り出席を求めるものとする。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 部局長の出席を求める場合、そのすべての場合について副部長、総括室長等の出席を併せて求める必要性は少ない。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 各部局副部長、総括室長については、説明員としての出席を求めないこととする。ただし、答弁を行う知事、部局長等を補佐するために連絡、調整を行う「執行部連絡員」として、執行部が副部長以下の職員から選定する者の在室を9名以内で認める。

【現行運用状況】

各部局副部長、総括室長については、説明員としての出席を求めている。

ただし、答弁を行う知事、部局長等を補佐するために連絡、調整を行う「執行部連絡員」として、執行部が副部長以下の職員から選定する者の在室を9名以内で認めている。

【通年議会の課題等】

特になし

7 議会への提出資料について

【H19 検討結果報告】

執行部から提出される議会提出資料については、見直しを行う。なお、見直しに当たっては、情報量が減少したり、提出時期が遅くなることのないよう執行部に申し入れられる。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 議会運営委員会等に提出される議案概要については、特に予算議案に関する記載が簡略すぎるため、説明資料として不十分なものとなっている。
- ② 議会への提出資料が的確なものとなっていない場合がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 執行部提出の「議案概要」に掲載する予算について、主要な内容、見込み額等の概要を明記するよう執行部に申し入れる。
- ② 提出資料の内容等について検証し、必要な場合には執行部に対して改善を申し入れる。

【現行運用状況】

「議案概要」に掲載する予算について、主要な内容、見込み額等の概要が簡略に記載されるようになった。

議案聴取会、全員協議会等の資料は、会議当日に配付されている。

【通年議会の課題等】

- ① 十分な調査ができるよう、「議案概要」等の資料内容の充実や、議案聴取会、全員協議会等の資料の事前配付等が必要ではないか。
- ② 余裕のある日程で議案を審議できるよう、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はないか。

8 休会日における執行部の対応について

【H19 検討結果報告】

会期が長くなることに伴う執行部幹部職員の議会对応については、委員会等開催日を除く休会日にあつては、知事からの申入れどおり、従来の閉会中と同様の取扱いとする。

【H22 検証検討結果報告】

該当なし

【通年議会の課題等】

特になし

9 会議録の調製について

【H19 検討結果報告】

会期が長くなることにより、会議録の調製、配付の時期が遅くなることから、2月及び9月に行われる一般質問等の記録については、閉会後に会議録を調製、配付するまでの間、議会ホームページに速報版として掲載し、閉会後、調製した会議録に基づき、改めて会期中の全ての記録をホームページに掲載する。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 会期が長くなり、会議録に掲載する日程が増える一方、閉会中の期間が短くなったため、会議録調製作業に時間的な余裕がなくなっている。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 本会議会議録の調製作業工程について、効率的な手法等を検討する。

【現行運用状況】

定例会前半部分について暫定版を作成し、議会ホームページの会議録検索システムに掲載するとともに、議会図書室に配架している。

【通年議会の課題等】

- ① 現行制度のまま通年議会を導入すると、会議録の調製、配付が年1回となり、発言内容等の確認ができにくくなるので、会議規則を改正して、調製回数を増やすべきではないか。また、暫定版の取扱いについて、検討する必要があるのではないか。

第3 委員会の運営方法等

1 計画的な運営

【H19 検討結果報告】

常任委員会及び特別委員会の運営については、毎年5月の委員改選後に、向う1年間の年間活動計画の作成等を行うなど、計画的な運営を行う。

委員会の年間活動計画については、委員改選後、所管事項概要の調査を行った後に、年間の調査事項や時期、県内・県外調査の内容について、委員間で協議して作成する。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 常任委員会の年間活動計画は、作成後にあまり活用されていない。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 年間活動計画作成後、変更する必要が生じた際には、修正について委員会で速やかに協議を行い、委員全員で共有する。
- ① 年間活動計画に執行部の年間事業予定等も合わせて掲載するなど、掲載事項について工夫する。

【現行運用状況】

常任委員会については、委員改選後に、所管事項概要説明の調査結果をもとにして年間活動計画を作成している。

特別委員会については、県政の重要課題に対応する目的達成型の委員会として必要の都度設置するとされたことから、委員会設置後にそれぞれ活動計画を作成している。

【通年議会の課題等】

- ① 年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないか。

2 所管事項概要説明

【H19 検討結果報告】

従前、5月臨時会と第2回定例会の間の閉会期間中に各部局から行っていた「正副委員長勉強会」に替え、委員会を開催し、委員全員に所管事項全般についての概要説明を行う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 部局長からの説明を聴取し、所管部局の課題等を把握して、年間活動計画を協議するのが目的であるが、概要説明の細部にわたる質疑応答に時間を要してしまう場合がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 所管事項概要説明の調査については、原則として説明の聴取を主に行い、細部にわたる質疑については、後日開催される定例の常任委員会の所管事項調査の中で行う。

【現行運用状況】

所管事項概要説明の調査については、原則として説明の聴取を主に行い、細部にわたる質疑については、後日開催される定例の常任委員会の所管事項調査の中で行っている。

【通年議会の課題等】

特になし

(1) 調査の日程

【H19 検討結果報告】

行政部門別常任委員会については、所管事項概要説明は1委員会当たり2日間（1日1部局）とする。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 1日1部局を調査しているが、部局によっては午前中に調査が終了する場合も多い。
- ② 3つの行政部門別常任委員会を同日開催しているため、県民や委員会所属外の議員が傍聴できる機会が少なくなっている。

【H22 検証検討結果報告】

①② 所管事項概要説明については1日2部局の調査とし、2委員会の同日開催とする。

【現行運用状況】

所管事項概要説明については1日2部局の調査とし、2委員会の同日開催としている。

【通年議会の課題等】

特になし

(2) 年間活動計画の協議

【H19 検討結果報告】

所管事項概要説明の後、当該委員会の年間の調査事項や時期、県内・県外調査の内容等、年間活動計画について委員間で協議する。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 年間活動計画の作成に当たり、委員間の議論が十分行われていない場合がある。

【H22 検証検討結果報告】

① 年間活動計画の作成に当たっては、委員間で十分に協議して課題の抽出や整理を行い、重点調査項目を明確にする。

【現行運用状況】

年間活動計画の作成に当たり、委員間の議論が十分行われていない場合がある。

【通年議会の課題等】

- ① 年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないか。

3 常任委員会開催日数の増加

【H19 検討結果報告】

会期中の常任委員会（年4回の「一般質問」に合わせて定例的に開催する常任委員会）の議案審査及び所管事項調査の開催日数は、余裕を持った日程とするため、1委員会当たり現行の1日間を2日間として部局別に分けて行い、3委員会を同日開催とし、予備日を2日間設ける。

- 1日目 ABC常任委員会①
- 2日目 DEF常任委員会①
- 3日目 ABC常任委員会②
- 4日目 DEF常任委員会②
- 5日目 委員会予備日①
- 6日目 委員会予備日②

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 委員会予備日の2日目に常任委員会を開催することは少なく、特別委員会や検討会等に利用されている場合が多い。
- ② 部局により、審査、調査が午前中で終了することが多い常任委員会がある。
- ③ 常任委員会開催回数の倍増に加え、随時に常任委員会が開催されることも多く、年間開催回数が増加していることから、会議録調製作業等に時間を要している。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 委員会予備日の設定方法を見直し、5日目の「委員会予備日①」については「常任委員会予備日」に、6日目の「委員会予備日②」については「委員会等予備日」にそれぞれ改め、常任委員会以外の諸会議も開催できるよう活用を図る。
- ③ 委員会会議録の調製作業工程について、効率的な手法等を検討する。

【現行運用状況】

定例開催する行政部門別常任委員会（予算決算常任委員会分科会を含む）の議案等審査及び所管事項調査については、1日1部局の審査、調査とし、1委員会当たり2日間開催している。開催日程は、1日当たり3委員会を同日開催している。

原則として、常任委員会予備日には常任委員会を、委員会等予備日には諸会議等を、それぞれ開催している。

議事嘱託員を配置して、委員会会議録の調整作業を効率的に行うよう努めている。

委員会の開催回数等の内訳（平成19年～22年）

	平成19年						平成20年								
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	
委員会開催回数	15	14	13	18	19	79	23	102	105	0	83	188	17	205	
内 訳	行政部門別常任委員会(分科会含む)	6	7	6	8	9	36	7	43	55	0	43	98	9	107
	予算決算常任(特別)委員会	2	1	1	2	2	8	6	14	8	0	11	19	1	20
	議会運営委員会	5	2	3	3	4	17	5	22	22	0	14	36	3	39
	特別委員会	2	4	3	5	4	18	5	23	20	0	15	35	4	39
委員会参考人数	0	0	0	10	7	17	5	22	13	0	15	28	13	41	
公聴会公述人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	

	平成21年						平成22年					
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	
委員会開催回数	101	2	72	175	16	191	103	84	187	13	200	
内 訳	行政部門別常任委員会(分科会含む)	55	0	45	100	2	102	60	49	109	6	115
	予算決算常任(特別)委員会	8	1	10	19	1	20	11	12	23	1	24
	議会運営委員会	25	1	11	37	4	41	25	15	40	2	42
	特別委員会	13	0	6	19	9	28	7	8	15	4	19
委員会参考人数	16	0	8	24	11	35	1	3	4	5	9	
公聴会公述人数	5	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	

【H23 議会改革諮問会議 最終答申】

5 議員間討議の充実

(1) 会期等の見直しによる討議時間の確保【再掲】

今年度に諮問会議が改めて行った会期等の見直しにかかる検証の結果、常任委員会の開催日数を1委員会当たり1日間から2日間に伸ばして部局別に審議するよう変更し、定例会を年4回から2回に改め、年間の総会期日数を大幅に増加したことにより、議員間討議の時間が持てるようになりました。また、参考人の招致や公聴会の開催などによって、議案、請願、調査事項等の内容に応じた的確な審査、調査が可能になったと評価されます。

特に、公聴会は、平成20年に52年ぶりに開催され、21年にも1回開催されたほか、参考人も平成20年には41人、平成21年には35人と多く招かれています。

従って、会期の見直しによる会期日数の増加と、それに合わせて行われた委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって効果的であったと考えられますが、今後は、先に述べた会期等のさらなる見直しと合わせて、さらに改善していくことが求められます。

(3) 委員会運営等の改善

上記のとおり、委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって一定の効果があつたものの、議員ヒアリングの結果からは、さらに改善が必要であるとの認識があります。また、平成22年度に実施した会派活動ヒアリングの結果では、検討会等での議論は活発であるものの、常任委員会においては、議論しやすいテーマとしにくいテーマがあることや、委員長の運営方法により討議の状況が異なることが分かりました。

そこで、委員会運営のどのような点について改善すれば、議員間討議の充実につながっていくのか、次のとおり整理しました。

①行政部門別常任委員会

(途中省略)

なお、地方自治法上は議員が複数の常任委員会に所属できることになっているものの、三重県議会においては委員会条例において実質1つの行政部門別常任委員会にしか所属できない定めとなっているため、少人数の会派においては、特定の委員会にしか関わることができないという制約があることに留意する必要があります。

【通年議会の課題等】

- ① 重要議案や会派間で賛否が分かれる議案、請願等については、複数日の審査を通例とし、慎重に審査すべきではないか。その場合、審査日程の増加、弾力化等、委員会運営方法の再検討が必要になる。
- ② 行政部門別委員会を1日2委員会の開催とする等により、少数会派の議員が、所属委員会以外の委員会を傍聴しやすくすべきではないか。
- ③ 常任委員会予備日及び委員会等予備日を十分に活用するため、予備日は議会活動を優先する旨をルール化すべきではないか。

4 常任委員会等の審査・調査の方法

(1) 委員会の運営

【H19 検討結果報告】

会期中の常任委員会（年4回の「一般質問」に合わせて定例的に開催する常任委員会）の冒頭において、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設け、特に県民の利害に係わる重要な議案や請願の審査に当たっては、委員会での参考人の招致や公聴会の開催など、内容に応じた的確な審査・調査が行えるよう、柔軟な運営を行う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 議案又は請願に関して参考人を招致する場合、付託後でないと招致を決定する委員会が開催できないため、参考人を委員会に招致する日が遅くなってしまふ。
- ② 特別委員会、検討会等など、常任委員会以外の議論の場が増えていることにより、常任委員会の所管事項調査との範囲が重複したり、不明確になる場合がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 参考人招致等を協議する委員会を早期に開催できるよう、議案に関する質疑を一般質問の前に行い、速やかに委員会付託を行う。
- ② 常任委員会の所管事項調査を基本とし、特に必要な場合に限り、特別委員会や検討会等を設置して調査を行うこととするなど、それぞれが持つ特性を活かした的確な運営を行い、調査内容等が重複しないよう十分に調整を図る。

【現行運用状況】

議案に関する質疑を一般質問の前に行い、速やかに委員会付託を行っている。

特別委員会、検討会等と、常任委員会の所管事項調査との範囲が重複したり、不明確にならないよう、委員長等の間で協議、調整を行っている。

【通年議会の課題等】

- ① 議案付託後、直ちに常任委員会を開催し、委員会の運営方法や、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設けることにより、参考人招致や公聴会開催などによる委員会審査の充実を図るべきではないか。なお、このような委員会は、平成20年2月会議で開催実績がある。

(2) 議案審査、所管事項調査の方法

【H19 検討結果報告】

議員間討議を行いやすくし、論点を分かりやすくするために、議案、請願の審査、所管事項の調査はそれぞれの項目ごとに質疑、質問を行う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 一括して説明を受けた場合には、質疑は関連する項目ごとに区切って行う必要がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 一括説明を受けた場合は、事項別に質疑を行うなど、委員が議論しやすいように委員長において議事運営方法を工夫する。

【現行運用状況】

一括説明を受けた場合は、事項別に質疑を行うなど、委員が議論しやすいように委員長において議事運営方法を工夫して運営している。

【通年議会の課題等】

特になし

(3) 議案の審査

【H19 検討結果報告】

開会日の議案聴取会において提案理由等が説明されているが、重要な議案については、議案を付託された委員会においても、必要に応じ再度細部にわたる説明を求める。

また、本会議での委員長報告では、必要に応じて議案についての賛否の状況やその理由についても言及することとし、委員会で議案の賛否についての理由を議論するなど、委員会において工夫する。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 委員間討議及び討論が活発には行われていない。
- ② 委員間討議の直後に討論を行うため、両者の区別がつきにくい。

【H22 検証検討結果報告】

- ①② 委員間討議を必要とする議案等の絞り込みを行うとともに、委員長が意見を求めるなど、委員間討議の充実を図る。
- ② 委員間討議終了後、論点の整理や意見の集約を行い、委員長報告に盛り込むなど、委員間討議の標準的な手順を委員長会議で検討する。

【現行運用状況】

会派間で意見が異なる場合等は委員間討議が活発に行われるが、全般的に委員間討議及び討論は活発に行われていない。

【H23 議会改革諮問会議 最終答申】

5 議員間討議の充実

(3) 委員会運営等の改善【一部再掲】

上記のとおり、委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって一定の効果があつたものの、議員ヒアリングの結果からは、さらに改善が必要であるとの認識があります。また、平成 22 年度に実施した会派活動ヒアリングの結果では、検討会等での議論は活発であるものの、常任委員会においては、議論しやすいテーマとしにくいテーマがあることや、委員長の運営方法により討議の状況が異なることが分かりました。

そこで、委員会運営のどのような点について改善すれば、議員間討議の充実につながっていくのか、次のとおり整理しました。

① 行政部門別常任委員会

行政部門別委員会では、執行機関側から執行状況についての報告や議案提出がされることが基本となることもあり、チェック機能としての質問が中心とならざるを得ません。また、国との関連で議案が提出されることも多くあることから、議論の余地があまりなく、元々問題が少ないものもあります。この点については、全ての議案に対

し議論が必要というわけではありません。一方、県政独自の課題に関わる事項や、各委員会の重点調査項目などについては、活発な議員間討議が求められます。

平成 21 年度に諮問会議が実施した議員ヒアリング結果によると、委員会での議員間討議が不十分であるとの意見が多く、その理由として、「委員長による進行によるところが大きい」とするものや、「地元についての発言が中心となりがちで干渉しづらい」といったことが挙げられています。また、県職員アンケートでは、「委員が毎年交代しテーマも毎年変更されるため、継続した議論ができていない」といった意見も多く出されています。

このため、正副委員長にリーダーシップの発揮できる人を選任することや、正副委員長の責任で議論の対象となる重点課題を絞り込むとともに、委員の任期を 2～4 年間として継続性を持たせ、ある程度、専門的な議論ができるようにするといった改善が必要ではないかと考えます。また、全県的な視点から議論を展開することで、地元以外の委員も意見を言いやすくなるなど、委員会での議論の進め方も重要となります。

なお、地方自治法上は議員が複数の常任委員会に所属できることになっているものの、三重県議会においては委員会条例において実質 1 つの行政部門別常任委員会にしか所属できない定めとなっているため、少人数の会派においては、特定の委員会にしか関わることができないという制約があることに留意する必要があります。

②特別委員会

特別委員会のテーマや運営状況を見ると、過去に設置された委員会との違いが明確でなく、調査や議論があまり発展していないものがいくつか見受けられます。また、参考人招致や県内外調査、議会広報紙による県民の意見募集なども行われていますが、運営面においては工夫の余地があり、さらに、検討された結果が政策面でどのように活かされたか不明確なものもあります。

特別委員会を設置する目的や運営方法について、予め検討しておく必要があると考えます。特に、当該テーマに関心を持ち、委員会の設置を提案した議員が委員に就任し、できれば正副委員長を務めるなど、委員会設置後も責任を持って進めていくことが重要です。これらにより、特別委員会の運営が効果的に行われ、政策につながる議論が展開できるのではないかと考えます。

【通年議会の課題等】

- ① 議員間討議を活発化させるための仕組みが必要ではないか。
- ② 常任委員会の正副委員長の人選、委員任期の複数年化をどうするか。
- ③ 特別委員会の効果的な運営方法をどうするか。

(4) 請願、陳情の審査

【H19 検討結果報告】

議会の機能強化の観点から、開催日数が増加したことを利用し、所管委員会においては、請願の審査方法等についての委員間協議の実施や請願に関わる参考人の招致など、請願内容に応じた的確な審査を行う。

請願の採択、不採択等の採決にあたっては、議案と同様の取扱いとし、必要に応じて参考人を招致する。

【H22 検証検討結果報告】

該当なし

【現行運用状況】

参考人として招致した請願者は、平成 19 年は 11 人、平成 20 年は 14 人であったが、平成 21 年及び平成 22 年は該当がなかった。

【H23 議会改革諮問会議 最終答申】

2 政策広聴広報の取組

(5) 請願者等の説明機会の保障

議会への住民参加を促すうえで、請願者等の委員会での説明機会を保障することは極めて重要です。三重県議会では、平成 20 年に請願者を参考人招致し、意見陳述の機会を設ける配慮がされていましたが、それ以降は全く実績がない状態です。

会派ヒアリング結果からは、請願者等の便宜を図るため、全会派合同による非公式の「政策担当者会議」が任意に設置され、委員会での審議に先立って意見陳述の機会があるとのことでしたが、公式の公開の会議の場で直接説明する機会を保障することは重要であり、請願者等が希望すれば発言できる機会を保障する制度の検討が必要です。

【通年議会の課題等】

- ① 請願者に、委員会での発言機会を保障する制度が必要ではないか。

(5) 所管事項の調査

【H19 検討結果報告】

所管事項の質疑応答が終了し、執行部が退席した後に、議員間討議の時間設定を行う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 説明項目の選定について、事前の調整があまり行われていない。
- ② 委員会説明資料の事前配付があまり活かされていない。
- ③ 所管事項の説明項目が多く、説明に時間を要している。
- ④ 委員間討議の結果を次の調査等に活用していく必要がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ①③ 説明項目の選定に当たっては、執行部から申し出があった項目から選定するだけでなく、重点調査項目や委員間で討議した項目等も含めて検討を行い選定する。また、執行部に対して要点を簡潔に説明するよう要請するなど、効率的かつ的確に調査が行えるよう運営する。
- ② 委員会説明資料の事前配付については、正副委員長のレクチュアが終了していない場合には、未定稿として配付するなど、委員会前日までに資料が各委員に届くように配慮する。
- ④ 委員間討議終了後、論点の整理や意見の集約を行い、次回以降の調査等に活用する。

【現行運用状況】

説明項目については、執行部から申出があったものに加え、正副委員長のレクチュアで指示のあったものや重点調査項目等を選定している。

委員会説明資料は、正副委員長のレクチュア前に未定稿で配付したり、土日が間にはさむ場合は郵送する等により、委員会前日までに各委員に届けている。

【通年議会の課題等】

- ① 調査終了後の委員間討議が活発でないため、所管事項調査の結果が次回以降に生かされていない。

(6) 公聴会の開催

【H19 検討結果報告】

公聴会については、開催手続に時間を要することから、開催の必要性について委員間で十分協議、検討したうえで実施する。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 公述人の選定について、委員会条例で賛成者、反対者の一方に偏らないように公述人を選ばなければならない旨規定されているが、賛否いずれか一方の意見が多い案件については、選定する公述人の賛否を同数にする運用は困難である。
- ② 調査事件を案件とする公聴会においては、公述人の賛否が判別しにくい場合や公述人から様々な意見を聴く必要がある場合があり、賛否を同数にして選定することが難しい。
- ③ 公述人の公募に当たっては、県民等が応募しやすいように配慮する必要がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ①②③ 公聴会を活用して、様々な案件について県民等の意見を幅広く聴取するため、公述人を賛否で区分して選定することが難しい場合には、意見が偏らないようにして選定することができるよう、委員会条例を改正する。

【現行運用状況】

三重県議会委員会条例を次のとおり改正した（平成 22 年 6 月 7 日改正）。

① 意見を述べようとする者の申出に関する規定の整備（第 22 条）

賛否いずれかを明確に表明しにくい案件や調査事項に関する案件についての意見を聴くことができるように、案件に対する賛否を求めない案件にあつては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならないこととした。

② 公述人の決定に関する規定の整備（第 23 条第 2 項）

案件に対する賛否を求めない案件にあつては、公述人から幅広く意見の聴取ができるように、案件に対する意見が偏らないように公述人を選ばなければならないこととした。

県民の利害に係わる重要な案件の審査・調査にあたっては、県民の意見を聴くため、委員会で必要に応じ公聴会を開催している。

・平成 20 年 10 月 22 日 政策総務常任委員会

案 件：『美し国おこし・三重』三重県基本計画の策定について」

公述人：2 人（公募公述人なし、要請公述人 2 人）

・平成 21 年 4 月 22 日 健康福祉病院常任委員会

案 件：「県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）について」

公述人：5 人（公募公述人 3 人、要請公述人 2 人）

【通年議会の課題等】

- ① 公述人の募集・選定等の事務の日数を要すること、広く一般から意見を聴取すべき議案等は限られていること等から、公聴会は平成20年及び平成21年に1回ずつ開かれたのみであり、制度が十分に活用されているとは言いがたい。

5 出席を求める説明員の範囲

【H19 検討結果報告】

委員会において出席を求める執行部説明員の範囲について、審査・調査内容に応じ、必要最小限とするよう執行部に申し入れる。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 常任委員会で所管部局以外の職員に出席を求める場合には、日程上の配慮等を行う必要がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 関係する常任委員会間で事前に調整を行い、審査、調査順序等を入れ替えるなどの運営を行う。また、執行部職員の待機時間が少なくなるよう、休憩を入れるなど、議案聴取会、常任委員会等の運営方法を検討する。

【現行運用状況】

行政部門別常任委員会（予算決算常任委員会分科会を含む）には、部局長、副部長、総括室長、室長等が出席している。

所管部局以外の職員に出席を求める場合には、出席時間帯を限定する等により、負担の軽減を図っている。

【通年議会の課題等】

特になし

6 委員会の県内・県外調査

【H19 検討結果報告】

閉会期間が短くなることから、従来、閉会中において実施していた県内・県外調査については、会期中においても実施する。

また、行政部門別常任委員会の県内調査については、原則として日帰り調査を2回程度実施することに改める。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 調査時期、日数、方法等が固定化しており、弾力的、効率的な調査ができない場合がある。
- ② 県内調査の日数が十分でなく、少人数調査もあまり活用されていない。

【H22 検証検討結果報告】

- ①② 委員会の県内調査について、各委員会で機動的、効果的な調査が行えるよう、必要な追加調査や少人数調査の活用などを図る。

【現行運用状況】

常任委員会の県内・県外調査については、年間議事予定の中で会期中又は閉会中に調査日程を設定し、複数の委員会が同時に調査を実施している。

調査は下記のルールにより実施している（平成23年5月9日 各派世話人会決定）。

- ① 県内調査
 - ・常任委員会 原則として日帰り調査を2回程度実施
 - ・特別委員会 日帰りの調査を適宜実施することができる。
- ② 県外調査
 - ・常任委員会 2泊3日以内の行程で1回実施することができる。
 - ・特別委員会 1泊2日以内の行程で1回実施することができる。
 - ・議会運営委員会 2泊3日以内の行程で1回実施することができる。

【H23 議会改革諮問会議 最終答申】

5 議員間討議の充実

（4）政務調査の充実

先に述べた委員会等運営の改善と合わせて、委員会等の会議で議員が活発に議論していくには、テーマに関する調査や研究が重要となります。各委員会では、毎年、県内調査と県外調査が必ず行われていますが、必ずしも委員会審議に生かされているとは言えず、ややもすると形式的ではないかと思われるものも見受けられます。また、委員会として県内外調査を行った場合、委員会として有する情報は、各委員や会派が調査を行って持ち寄った場合に比べて限られたものになります。

このため、委員会による県外調査は基本的に廃止し、全委員が現地で状況を共有すべき場合に限って例外的に行うべきではないかと考えます。その代わり、議員や会派が政務調査により個別に調査し、委員会で持ち寄って議論した方が、多様な情報を多く共有でき、議論が活性化するのではないかと考えます。

平成 22 年度に実施した「議会・会派・議員活動にかかる状況把握アンケート」結果の中で、3つの活動にかかる今後の意向を聞いたところ、「議員個人の調査・研修等を充実させたい」とする回答が全体の 63.2%と多くを占めていたことも踏まえると、議会（委員会）としての調査から議員或いは会派による調査へとシフトしていくべきではないかと考えます。

【通年議会の課題等】

- ① 実施回数や実施時期、実施の必要性等、委員会の県内・県外調査の在り方。
- ② 政務調査費を活用した調査の在り方。政務調査費を活用した方が、各委員の関心に合致した、効果的・効率的な調査が可能になるのではないか。その場合、各委員の調査結果を委員会活動に反映させる必要がある。

第4 本会議、委員会等の開催経費等

【H19 検討結果報告】

議員の本会議、委員会等、諸会議への出席や会期中の議案精読等のための登庁等に係る費用弁償について、従来、支給対象となっていた委員会協議会、予算決算常任委員会理事会及び会期中の議案精読等に係る登庁については、支給対象としない。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 予算決算常任委員会理事会は委員会の運営方法等を協議するために必要な会議であり、開催頻度も多いが、委員会条例に規定されておらず、費用弁償の支給対象になっていないため、正副委員長や理事の負担が大きい。
- ② 費用弁償の支給対象となっている会議の日に合わせて他の会議を設定するため、当日の会議が立て込んでしまう。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 委員会条例を改正して理事及び理事会の規定を新設し、予算決算常任委員会の理事会を委員会、分科会と同様の会議として位置付け、費用弁償の支給対象とする。
- ② 会議規則を改正して議会改革推進会議等を「協議等の場」として規定するなど、費用弁償の支給根拠を明確にするとともに、費用弁償のあり方について検討を行う。

【現行運用状況】

本会議、委員会、協議等の場（代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議及び広聴広報会議）、検討会等が費用弁償の支給対象となっている。

予算決算常任委員会理事会は、平成22年6月に委員会条例を改正し、支給対象に追加した。

費用弁償の支給対象となっている会議の日に合わせて他の会議を設定するため、当日の会議が立て込んでしまうことが多い。

なお、平成23年1月から、登庁に係る公務雑費（3,000円）を廃止している。

本会議等開催経費（費用弁償、テレビ等中継、会議録等）の推移（平成19年度～22年度）（千円）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
費用弁償(参考人旅費を含む)		44,149	45,304	36,156	26,235
テレビ・インターネット中継	本会議	43,911	45,549	46,511	46,511
	委員会	9,918	9,918	10,445	10,445
	小計	53,829	55,467	56,956	56,956
テープ反訳及び会議録印刷	本会議テープ反訳	1,103	1,205	751	878
	本会議録印刷	1,052	1,202	1,141	1,045
	委員会テープ反訳	1,370	2,069	1,763	1,622
	小計	3,525	4,476	3,655	3,545
計		101,503	105,247	96,767	86,736

【通年議会の課題等】

- ① 日程がさらに増えること等により、開催経費が増大するのではないか。
- ② 十分な審査・調査が行えるよう、一日に多くの会議を入れずに、余裕のある日程とすべきではないか。

第5 議会と知事との協議

【H19 検討結果報告】

知事から申入れのあった、協議の場の設置については、常設的なものとするのではなく、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとする。その際の議会側の出席者については、その都度、議長が決定するものとする。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 協議の方法がルール化されていない。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 協議事項によって運営の方法が異なるため、それぞれの協議に際しては事前に十分調整をし、代表者会議等の場で運営方法等についても検討を行う。

【現行運用状況】

戦略計画等の議決に関する議会と知事との意見交換を行った。(平成21年11月9日)

【通年議会の課題等】

- ① 協議方法のルール化の必要性。

第6 事務局態勢の充実等

【H19 検討結果報告】

議会の諸活動の増加に伴い、活動の支援に当たる事務局態勢の充実に向け、職員配置等の見直しを行う。

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 本会議、委員会、検討会等の諸会議の開催回数が増加したことにより、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加している。
- ② 行財政改革の一環として定員適正化計画が進められる中で、正規職員の定数増は非常に困難な状況にある。

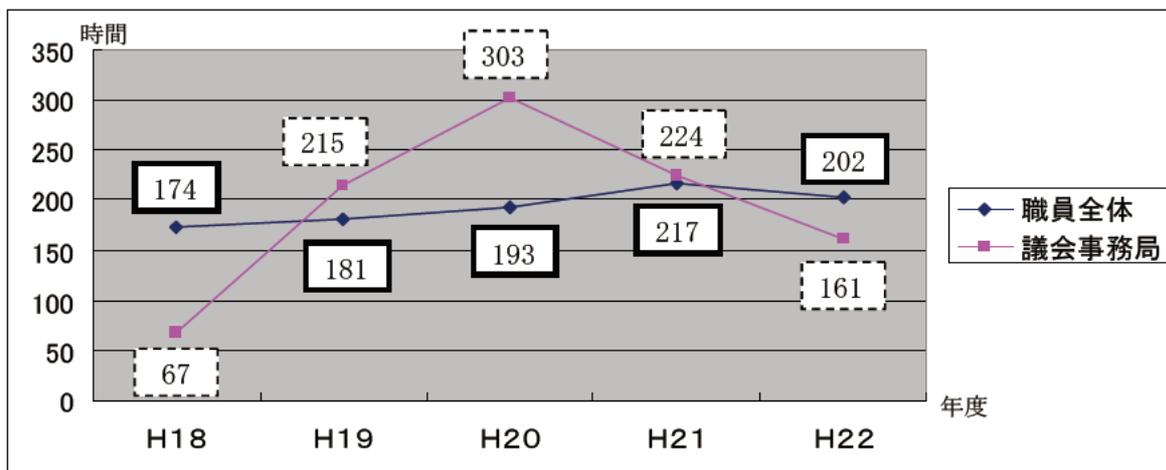
【H22 検証検討結果報告】

- ① 事務局態勢について見直しを検討する。
- ② 厳しい財政状況の下、限られた予算、人員による効率的な事務処理が求められていることから、円滑かつ効率的な議会活動をサポートできるよう、新たな取組を行うに当たってはその必要性を十分に吟味し、休止、統廃合する業務、取組についても併せて検討を行う。

【現行運用状況】

事務局内の事務分掌の整理、議事嘱託員の配置、業務改善の取組等を行った。

職員一人当たり時間外勤務の推移（平成18年度～22年度）



【通年議会の課題等】

- ① 日程がさらに増えること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加するのではないか。

第7 会期等の見直しに関する県民への広報等

【H19 検討結果報告】

該当なし

【H22 当時の課題・問題点】

- ① 会期等の見直しによる取組について、県民への広報を積極的に行い、県民の理解と信頼を得るよう努めていく必要がある。

【H22 検証検討結果報告】

- ① 議会の様々な取組について県民の理解が得られやすいように、広報アドバイザーの活用や議会ホームページの充実などにより、わかりやすい広報に努める。

【現行運用状況】

会期等の見直しの実施に当たっては、「みえ県議会だより」、「みえ県議会新聞」、「議会ハイライト（三重テレビ）」、「わたしたちの県議会（DVD）」等により、県民への広報を行っている。

【通年議会の課題等】

特になし

第8 議会改革諮問会議最終答申の提言事項

1 議会・会派・議員の活動の在り方

【H23 議会改革諮問会議 最終答申】

4 会期のさらなる見直し

(1) 議会・会派・議員の3つの活動のバランスに配慮

平成22年度に諮問会議が実施した「議会・会派・議員活動にかかる状況把握アンケート」結果によると、議会・会派・議員活動の3つのバランスは、議会活動が32.2%、会派活動が19.7%、議員活動が32.7%、私的活動が15.4%となっていました。議員の現状認識としては、「バランスはちょうど良い」が65.8%、「議会活動の割合が大き過ぎる」が14.6%、「議員活動の割合が大き過ぎる」9.8%、「会派活動の割合が大き過ぎる」が4.9%で、多くの議員は、現状を肯定している状況です。

しかし、3つの活動にかかる今後の意向としては、「議員個人の調査・研修等を充実させたい」が64.1%、「議会(委員会等)での調査・審議等を充実させたい」が20.5%、「会派での調査・検討等を充実させたい」が7.7%、「私的な活動を充実させたい」が2.6%となっており、議員個人の活動を充実させたいという意向が強くあります。

このため、議会活動だけでなく、会派や議員の活動も含めて、3つの活動全体のバランスを図りながら、会期の在り方について検討していく必要性が改めて確認されました。

5 議員間討議の充実

(5) 会派活動の役割

平成21年度に実施した議員ヒアリングでは、会派による拘束が議員の自由な発言を拒んでいるとの意見がいくつか出されていたこともあり、平成22年度に会派活動ヒアリングを実施し、その実態を整理しました。その結果、各委員会や検討会等に共通して、会派による拘束は特に設けておらず、各会議の審議事項の決定はあくまで採決前であり、当初から決定方針を有しているわけではないことが分かりました。従って、会派運営上においては、会派拘束により議員の発言が阻まれているとまでは言えない状況にあります。

また、各会派においては、委員会等での審議事項について参加議員が議論する際、基本的に発言は自由となっており、かつテーマによっては、相当の時間を確保して議論を重ねているという実態があります。こうした機会があることにより、所属委員以外の議員の意見も聞くことができ、その後の委員会等での議論も活性化することができるのではないかと考えます。この点においては、会派活動は個々の議員が各委員会等で活動する際の支援的な役割も果たしているわけであり、今後、こうした面も意識した会派活動が期待されるところです。

【通年議会の課題等】

- ① バランスのとれた議会・会派・議員活動をどのように実現するか。

2 政策広聴、市町議会との交流・連携

【H23 議会改革諮問会議 最終答申】

4 会期のさらなる見直し

(3) 政策広聴や市町議会との交流・連携を踏まえた議会活動

先に諮問会議が平成 21 年度に実施した県民アンケート結果からは、県議会と直接、意見交換できる場などの広聴の取組を求める意見が多くありました。また、同年度に実施した市町議会アンケート結果からは、県議会との交流・連携を求める高い意向があることも明らかになりました。

以上のような意向に対して、平成 22 年度に実施した「議会・会派・議員活動にかかる状況把握アンケート」結果によると、議員個人としては議会報告会などを地元で開催し、選挙区の住民や市町議会議員と意見交換等を行っている方もみえますが、その取組状況は個人により差が見受けられます。

県議会議員は、「地域の住民の代表」であり「県民全体の代表」でもあるという 2 つの面を持っているものの、二元代表制の一翼を担い、その機能を十分に発揮していくためには、議会として民意を共有し、議論を通して、議会としての方向性を導き出していくことが求められます。

このため、県議会総体として議会報告会を行ったり、出前県議会や意見交換会など政策広聴の場を増やしたり、市町議会との交流・連携などを通じて、民意を把握し地域課題を共有する取組が極めて重要です。これらの取組が年間の議会活動の中に組み込まれるよう、調整していく必要があります。

【通年議会の課題等】

- ① 議会報告会、出前県議会、意見交換会等をどのように実施し、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むか。
- ② 市町議会との交流・連携をどのように進め、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むか。

3 通任期制につながる議会活動

【H23 議会改革諮問会議 最終答申】

4 会期のさらなる見直し

(4) 4年間の政策サイクル「通任期制」につながる議会活動

先の(1)～(3)を実現させていくためには、従来よりも議会活動の日数が多くなることから、日程の確保が難しくなることが予想されます。

このため、1年間の議会活動スケジュールだけでなく、議員任期の4年間を通して具体化を図っていくことが重要となります。

例えば、県内全域で議会報告会や市町議会との交流・連携会議を実施しようとした場合、地理的に広い県域を有する三重県では、1年間で全ての圏域を回るのはかなり難しいのではないかと推察されます。そこで、2～4年間のサイクルで、全域をカバーできるようなスケジュールを検討する必要があるでしょう。

また、これと合わせて、議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会の委員任期を従来の1年間から2～4年間とするなど、議会スケジュールと連動した見直しをすることも重要となります。

さらに、三重県議会が平成17年にまとめた「二元代表制における議会の在り方」最終検討結果報告書の中で、中長期的な視点に立った新しい「政策サイクル」（議会による政策方向の表明(Plan)→政策決定(Decide)→執行の監視・評価(Do-See)→次の政策方向の表明(Plan))を概念的なものからより具体的なものにしていくためには、単年度での議会活動だけでなく、4年間を見据えた議会活動を考慮しておく必要があります。

例えば、県総合計画の戦略計画（4年間の施策・事業等を盛り込んだもの）が議会の議決対象とされましたが、この計画へ多様な民意を持ち寄った議会の意思を反映させていくためにも、4年間の議会活動をどうしていくかという視点が重要となります。なお、その具体化に当たっては、先に述べた各常任委員会の委員任期や運営の在り方も大いに関連してくることになります。

【通年議会の課題等】

- ① 4年間の政策サイクル「通任期制」の在り方。

通年議会の想定パターン

1 先行自治体議会パターン

(1) 制度概要

1月から12月までを会期として、1月に本会議を招集し、従来の定例会年4回制時の本会議開催時期である3月、6月、9月及び12月を定例会として、本会議を再開して議案審議、一般質問等を行う。

1月及び定例会以外の月は休会とし、常任委員会の所管事項調査を中心に活動する。

(2) メリット

定例会年4回制時の議事日程をベースとしているため、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更は必要ない。

(3) デメリット

従来の制度をベースとするため、議事運営の大幅な変更につながりにくい。

2 自治法改正案パターン

(1) 制度概要

1月中の特定の日から翌年の当該日の前日までを会期とし、毎月1日以上、定期的に本会議を開く日（定例会）を設定する。

知事は、議案等を示して定例会以外の日において会議を開くことを請求することができ、議長は、請求があった日から7日以内に会議を開かなければならない。

(2) メリット

毎月の定例会以外は、議事日程を自由に組み立てることができ、夜間開催や休日開催等の柔軟な議事運営が容易になる。

(3) デメリット

定例会年4回制時と大きく異なるため、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更が必要となる。

3 本県で想定するパターン（案）

地方自治法が改正された場合でも、両パターンとも選択可能であるが、次の理由により会期設定は先行自治体議会パターンを基本とする。

- ・ 現行の定例会年2回制では、年4回制時をベースにして議案審議、一般質問等の議事日程が組み立てられており、先行自治体議会パターンと類似している。
- ・ 自治法改正案パターンを採用した場合、定例会における議案審議の方法、一般質問の実施方法等についてゼロベースで見直す必要がある。
- ・ 会期等の見直しに当たっての基本的な考え方である、①議会の機能を強化するものとなること、②県民サービスの向上につながること、③経費の大きな増加とならないことの観点からは、現行制度をベースにした組み立ての方がベターである。
- ・ 議会改革諮問会議最終答申における議会スケジュールのモデル提案でも、年4回の議案審査及び質問の機会を設定している。

通年議会のメリット・デメリット

通年議会を導入した場合、次のようなメリット、デメリットが考えられる。

1 メリット

- (1) 1年間のほとんどが開会中となり、招集手続を経ずに議長の判断で随時に本会議を開くことができるなど、機動的、弾力的な議会運営が可能となることから
 - ① 災害等の突発的な事件や緊急の行政課題等が発生した場合、議長の権限で速やかに本会議を開催し対応できる。
 - ② 随時に委員会の所管事項調査ができるため、時機を逸せずに詳細な調査が可能となり、委員会活動を充実させることができる。
 - ③ 閉会中の期間が極めて短くなるため、知事の専決処分がほぼなくなり、議会で審議することが可能になる。
- (2) 審議時間を十分に確保することができることから
 - ① 委員会の開催回数を多くするなど、議員間討議の機会を増やすことにより、議案の修正や議提議案などの政策立案、政策提言等を行うことができる。
 - ② 委員会において、利害関係人や学識経験者等から意見を聴取する参考人制度の活用が容易になる。
 - ③ 委員会において、手続に時間を要する公聴会制度を活用して県民等の意見を聴くことが容易になる。特に、現行の6月会議及び11月会議では閉会日までの期間が短く、議案審査に関して会期中に公聴会を開催することが困難となっているが、それが可能となる。
- (3) 基本的に議案等の提出、受理等を行える期間の制限がなくなることから
 - ① 次の議会の招集を待たずに議案を提出することができるようになり、請負契約締結議案などの早期議決、早期執行が可能になる。
 - ② 意見書案、決議案等の時宜に合った提出や議決が可能になる。

2 デメリット

- (1) 本会議、委員会等の開催回数が多くなれば
 - ① 開催経費が増加するおそれがある。
 - ② 議会対応に当たる執行部の行政能率に影響を及ぼすおそれがある。
- (2) 1年間のほとんどが開会中となり、閉会中の期間が短くなることから
 - ① 地域での議員活動等の時間が少なくなるおそれがある。
- (3) ほぼ1年間を通して会期中となることから
 - ① 一事不再議の原則により、会期中に議決した事件と同一の事件を提出できない期間が長くなる。
 - ② 会議録の調製、配付が年1回となり、発言内容等の確認ができにくくなる。
 - ③ 定例会の節目がほとんどなくなり、めり張りや緊張感がなくなるおそれがある。